

介護納付金について

平成28年11月11日
厚生労働省

介護保険総合データベースについて

○ 現在、介護保険法第197条第1項の規定に基づき、介護保険給付費に関するデータを収集し、平成25年度から、厚生労働省が管理するサーバー内へ保管しているところ（介護保険総合データベース）。

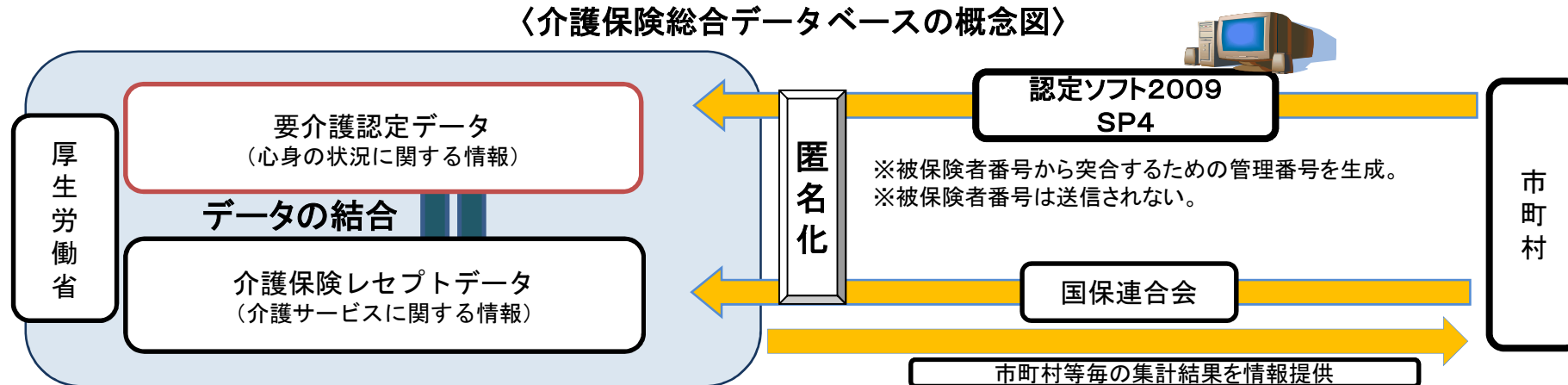
※介護保険法第197条第1項

厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、保険給付の効果に関する評価のためその他、必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

○ 介護保険総合データベースのデータは、現行では行政のみが利用しており、全国の保険者の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握し、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有するための「地域包括ケア『見える化』システム」において、介護保険総合データベースのデータの分析結果等を活用している。

○ 社会保障審議会介護保険部会内において、介護保険総合データベースをより有効活用するために、データの利用目的が公益性の高い場合には第三者提供を可能にする方向で検討中。

〈介護保険総合データベースの概念図〉



介護・医療関連情報の「見える化」システムについて

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有（「見える化」）するためのシステムの構築。介護保険総合データベースのデータも「見える化」し、全国に共有している。



介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
1号保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、1号保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

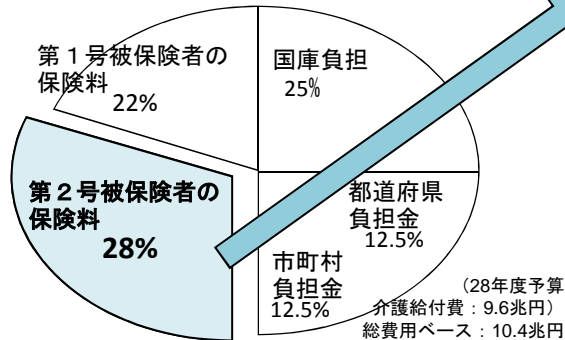
| 事業運営期間 | | 事業計画 | | 給付(総費用額) | 1号保険料 | 2号保険料 |
|--------|-----|------|--|----------|--------------------|--------|
| 2000年度 | 第一期 | 第一期 | | 3.6兆円 | } 2,911円 (全国平均) | 2,075円 |
| 2001年度 | | | | 4.6兆円 | | 2,647円 |
| 2002年度 | | | | 5.2兆円 | | 3,008円 |
| 2003年度 | 第二期 | 第二期 | | 5.7兆円 | } 3,293円 (全国平均) | 3,196円 |
| 2004年度 | | | | 6.2兆円 | | 3,474円 |
| 2005年度 | | | | 6.4兆円 | | 3,618円 |
| 2006年度 | 第三期 | 第三期 | | 6.4兆円 | } 4,090円 (全国平均) | 3,595円 |
| 2007年度 | | | | 6.7兆円 | | 3,777円 |
| 2008年度 | | | | 6.9兆円 | | 3,944円 |
| 2009年度 | 第四期 | 第四期 | | 7.4兆円 | } 4,160円 (全国平均) | 4,093円 |
| 2010年度 | | | | 7.8兆円 | | 4,289円 |
| 2011年度 | | | | 8.2兆円 | | 4,463円 |
| 2012年度 | 第五期 | 第五期 | | 8.8兆円 | } 4,972円 (全国平均) | 4,622円 |
| 2013年度 | | | | 9.2兆円 | | 4,871円 |
| 2014年度 | | | | 10.0兆円 | | 5,125円 |
| 2015年度 | 第六期 | 第六期 | | 10.1兆円 | } 5,514円 (全国平均) | 5,177円 |
| 2016年度 | | | | 10.4兆円 | | 5,352円 |
| 2017年度 | | | | | | |
| 2020年度 | | | | | 6,771円 (全国平均) | |
| 2025年度 | | | | | 8,165円 (全国平均) | |

※2013年度までは実績であり、2014～2016年度は当初予算である。
 ※2020年度及び2025年度の1号保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。
 ※2016年度の2号保険料(事業主負担分、公費分を含む)は、9月までは5,352円、10月以降は国保5,347円・被用者保険5,432円。2014年度までは確定額、2015年度以降は見込額。 4

費用負担関係（介護納付金）

- 第2号被保険者の保険料は、**介護納付金として医療保険者に賦課**しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。このため、各医療保険者は被保険者から介護保険料を医療保険料と併せて徴収している。
- 介護納付金の総報酬割は、これを、被用者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合)間では報酬額に比例した負担にする仕組み。

①第2号被保険者（40～64歳）は給付費の28%を負担



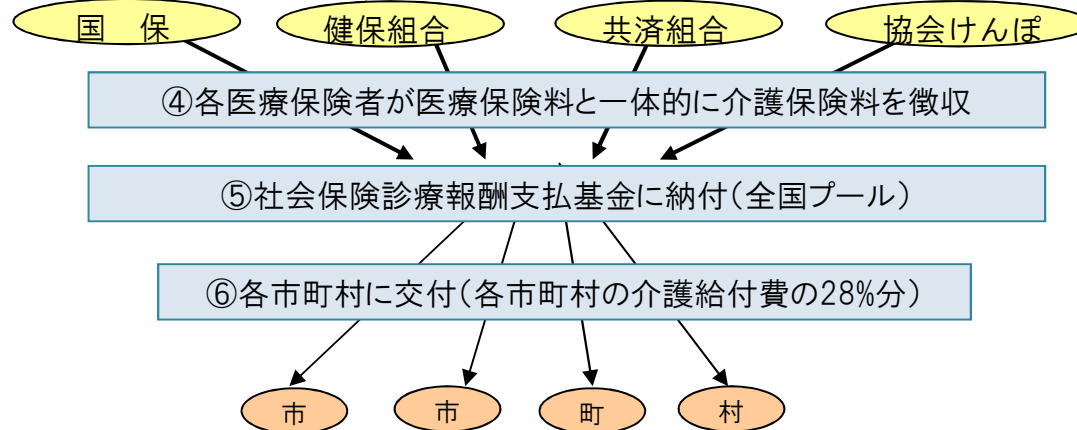
※第1号・第2号の保険料の割合は、介護保険事業計画期間(3年)ごとに、人口で按分

②第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算

(介護給付費の28% ÷ 第2号被保険者総数 = 第2号被保険者1人当たり保険料額)

③被保険者数に応じて負担

被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組みを導入すること(総報酬割)について検討



社会保障制度改革推進法(プログラム法)

政府は、前条第七項第二号ロに掲げる事項に係る同項の措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護保険法第五十条第一項に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(第5条第4項)